長 期

群 広 第 1 0 7 号 平成 3 1 年 3 月 2 5 日

関係所属長殿

群馬県警察本部長

群馬県警察犯罪被害者支援スーパーバイザー運用要領の制定について(通達)犯罪被害者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の精神的負担を軽減するためには、犯罪被害者等の心理について高度な知識や技術を有する警察職員(以下「警察職員」という。)によるカウンセリング等の支援活動が必要とされているところである。しかしながら、その対応に従事する警察職員は、犯罪被害者等の心情に接することや激しい感情表出に直面することにより、極めて強いストレスを受けることで心身に不調をきたすおそれが高く、警察職員の心身の健康を保つ制度が求められている。

そこで、精神医学及び臨床心理学等に関する高度な知識及び技術を有する部外の専門家を群馬県警察犯罪被害者支援スーパーバイザーとして委嘱し、専門的見地からの助言又は指導を受けることにより、警察職員の代理受傷防止を図り、適切な犯罪被害者等支援活動を行うため、別添のとおり「群馬県警察犯罪被害者支援スーパーバイザー運用要領」を制定し、平成31年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用を図られたい。

# 群馬県警察犯罪被害者支援スーパーバイザー運用要領

### 第1 制定の趣旨

この要領は、群馬県警察犯罪被害者支援スーパーバイザー(以下「スーパーバイザー」という。)の委嘱、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 スーパーバイザーの要件及び委嘱等

#### 1 要件

スーパーバイザーの委嘱については、次の要件を全て満たしている者の中から、警察本部長(以下「本部長」という。)が行うものとする。

- (1) 大学等の研究者、精神科医、公認心理師、財団法人日本臨床心理士資格認 定協会が認定する臨床心理士等の職にある者で、精神医学、臨床心理学、カ ウンセリング等に関し、専門的な知識を有する者であること。
- (2) 犯罪被害者支援の重要性及び必要性について十分な理解を有する者であること。
- (3) 人格及び識見が卓越し、社会的信望を有する者であること。

### 2 委嘱

- (1) 警務部広報広聴課長(以下「広報広聴課長」という。)は、前記1の要件を 満たす者をスーパーバイザー推薦書(別記様式第1号)により本部長に推薦 するものとする。
- (2) 本部長は、前記1の要件を満たし、適任であると認められる者をスーパーバイザーとして委嘱するものとする。
- (3) スーパーバイザーの委嘱は、委嘱状(別記様式第2号)を交付して行うものとする。

#### 3 解嘱

- (1) 広報広聴課長は、スーパーバイザーが次のいずれかに該当した場合は、スーパーバイザー解嘱上申書(別記様式第3号)により、本部長に上申しなければならない。
  - ア 死亡したとき。
  - イ 心身の故障等により、任務の遂行ができなくなったとき。
  - ウ 適格性について要件を欠くに至ったとき。
  - エ 本人から解嘱の申し出があったとき。
- (2) 本部長は、前記(1)の規定による上申を受けた場合には、その内容を審査した上、解嘱する必要性を認めたときは、解嘱するものとする。この場合において、本部長は、解嘱に係るスーパーバイザーに解嘱通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

#### 4 任期

スーパーバイザーの任期は、委嘱日から解嘱されるまでの間とする。

## 第3 スーパーバイザーの任務

## 1 内容

- (1) カウンセリング等に関する専門的な助言又は指導
- (2) 専門機関への引継ぎに関する助言又は指導
- (3) 専門的知識及び技能に基づく教養
- (4) その他犯罪被害者等の心理及び行動に関する助言又は指導
- 2 秘密の保持

スーパーバイザーは、職務上知り得た秘密又は業務上知り得た事項は、正当な理由なく何人に対してもこれを漏らしてはいけない。また、その職を退いた後も同様とする。

### 第4 運用要領

1 スーパーバイザーによる助言又は指導の範囲

スーパーバイザーによる助言又は指導は、警察の責任において実施する犯罪被害者支援活動の参考とするものであり、スーパーバイザーに必要以上の負担を強いることのないように配意しなければならない。

### 2 依頼

- (1) 広報広聴課長は、警察職員が行う犯罪被害者支援活動に関し、スーパーバイザーから助言又は指導を受ける必要があると認めるときは、スーパーバイザー助言・指導依頼書(別記様式第5号)により、本部長に報告するものとする。
- (2) 広報広聴課長以外の所属長は、警察職員に対しスーパーバイザーの助言又は指導が必要であるときは、広報広聴課長を経由して依頼するものとする。
- 3 報告

広報広聴課長は、警察職員がスーパーバイザーから助言又は指導を受けたときは、その結果についてスーパーバイザー運用結果報告書(別記様式第6号) により本部長に報告するものとする。

## 4 その他

- (1) 本業務に際し、疑義が生じた場合、広報広聴課長と協議を行うこと。
- (2) 本要領に基づくスーパーバイザー推薦書(別記様式第1号)等は、犯罪被害者支援連絡・支援関係編に編綴して管理すること。